2024年 我が社の環境ビジネス戦略

「誰がやっても同じ」じゃない
顧客から感謝される仕事をし続ける

君津システム　代表取締役
鈴木　喜計 氏

――2023年を振り返って。

創業からこれまでの顧客は、いわゆる大企業だったが、昨年は中小企業の土壌汚染対策に初めて取り組んだ。土壌汚染対策法は、工場・事業所の廃止や閉鎖を契機に調査・対策に取り組む仕組みだが、今回のケースもそれにあたる。中小企業の場合、廃止・閉鎖時となると収入がない状態で対策することになる。今回は対策費用に見合う価格で土地が売却できる見込みだが、そうでない場合は土地が売却できずに塩漬けになる可能性もある。

廃止・閉鎖時を対策の契機とする点については、土対法ができる段階から問題だと指摘してきたが、いっこうに改められない。土対法を見直す際は、操業中に汚染対策を促す仕組みにするべきだ。操業中であれば収入もあり、対策費用を経費として計上でき、さらに融資も受けやすい。

土対法が制定され20年を経過したが、土壌汚染対策に市民権を与えた点は評価するものの、あくまでもナショナルミニマムであって、それ以上でもそれ以下でもない。法律に基づく対策で土壌環境がさらに悪化した現場を数多く見てきている。そうした点を理解して、汚染者は対策に取り組んでほしい。

土対法に基づく調査だけでは、汚染状況を完全に把握できないのが実態。ところが、この調査結果を基に浄化しようとする。これは完璧な間違い。土対法による調査は、会社で1年に1回行う健康診断のようなもの。この診断を基にいきなり外科手術が行われるようなケースが数多ある。健康診断で異常が見つかれば精密検査をする。その結果を受けて治療が行われる。この当たり前のことが、土壌汚染対策では行われていない。

日本の公害対策は大気も水質も調査、対策、監視、未然防止の4つのカテゴリーからできているが土壌汚染対策だけはそうではない。水質汚濁防止法や大気汚染防止法では、汚染を排出する施設を設置する際は事前の届出が必要だし、計画変更命令までかけられる。土壌汚染対策の対象となる施設も届出の対象とし、操業中から調査、対策、監視、未然防止に取り組めばコストも抑えることができる。

土対法についてさらにいえば、廃棄物処理法に近いところで法律が改定されており、通達のジャングルとなりつつある。本来、法律や条例は誰が読んでも分かるものでなくてはならないのに、そうなっていない。浄化対策が進まないので、新たな基準や解釈を加えるなどしてハードルを下げている。これはおかしいし、認めてはならない。

――昨年は、PFAS（有機フッ素化合物）の河川や地下水の汚染問題がクローズアップされた。土壌・地下水汚染対策に取り組む企業も出てきた。この問題をどう捉えているか。

PFASはPOPs（残留性有機汚染物質）の一つで、約1万種類あるともいわれている。難分解性で水によく溶け、広域汚染を起こしていると言われている。米軍基地のある沖縄県や東京都の一部地域などから暫定目標値を超える水質汚染が問題となっていることも承知している。公務員時代だったら調査したかもしれないが、顧客からの調査、対策の依頼は今のところはないため調査は行っていない。ただ、日本の大地の特性、地下水や表流水の流れは熟知しているので、いつでも協力できる。

PFASへの対応については、公衆衛生学からのアプローチがなされていない。公衆衛生学とは、患者個人ではなくヒトの集団を対象に環境要因や自然、社会などとの健康との関連を調査、評価し、処方箋を示すものだが、今の日本ではそれが全くできていない。血液中濃度が非常に高い人がいると分かっても、その人がどのような病気に罹患しているのかも調べられていない。公衆衛生学者がもっと積極的に関わっていかないといけない。

――今年の抱負を。

「土壌汚染対策はだれがやっても同じ」という文言を度々見聞きするが、それは全くの間違い。君津市を退職して20年あまり今の仕事をしているが、他の企業が浄化できない現場ばかりリカバリーしてきた。営業もしないのに、一部上場の大企業からの依頼を受け、完全浄化を果たしてきた。「だれがやっても同じ」というほど、日本企業の技術は標準化されてはいない。冒頭申したように、法律に則った調査だけでは完全浄化できない。これは悲しいことだけど事実だ。事業者の質や能力によって結果が大きく異なることを理解してほしい。これまでの顧客の皆さんは、悩みぬいて相談してくる。それに応え、顧客から感謝される仕事を今後も続けていく。